

本場・紀州産梅酒の会 規約

(名称)

第1条 本会は、「本場・紀州産梅酒の会」と称する。

(目的)

第2条 意欲ある和歌山県内の梅酒生産者及び自社ブランド梅酒販売者（以下「梅酒生産者等」という。）と和歌山県が協働で県産梅酒のブランド力を高めることにより、県産梅酒の知名度の向上と販売数量の拡大を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 「本場・紀州産梅酒の会」は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広告宣伝の企画及びPR活動の実施
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 第2条の目的を達成するための活動を主体的に実施する意志を持つ梅酒生産者等及び和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課長とする。

(事務局)

第5条 事務局は、和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課に置く。

(退会)

第6条 会員は、事務局に申し出て退会することができる。ただし、この場合、負担金その他本会の活動に要した費用は、一切これを返還しない。

(委任)

第7条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は会議のなかでこれを定める。

附則

本会則は、平成18年8月23日から適用する。

附則

本会則は、平成19年4月1日から適用する。